

# 栃木県業務委託共通仕様書

(調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書)

令和3（2021）年10月

栃木県環境森林部

# 目 次

第1編 地質・土質調査業務共通仕様書	1
第1章 総則	2
第1101条 適用	2
第1102条 用語の定義	2
第1103条 受発注者の責務	4
第1104条 業務の着手	4
第1105条 調査地点の確認	4
第1106条 設計図書の支給及び点検	4
第1107条 監督職員	5
第1108条 主任技術者	5
第1109条 照査技術者及び照査の実施	5
第1110条 担当技術者	6
第1111条 提出書類	6
第1112条 打合せ等	7
第1113条 業務計画書	7
第1114条 資料等の貸与及び返却	8
第1115条 関係官公庁への手続き等	8
第1116条 地元関係者との交渉等	8
第1117条 土地への立入り等	9
第1118条 成果品の提出	9
第1119条 関係法令及び条例の遵守	9
第1120条 検査	9
第1121条 修補	10
第1122条 条件変更等	10
第1123条 契約変更	10
第1124条 履行期間の変更	10
第1125条 一時中止	11
第1126条 発注者の賠償責任	11
第1127条 受注者の賠償責任等	11
第1128条 部分使用	12
第1129条 再委託	12
第1130条 成果品の使用等	12
第1131条 守秘義務	12
第1132条 個人情報の取扱い	13
第1133条 安全等の確保	14
第1134条 臨機の措置	15
第1135条 履行報告	15
第1136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	15
第1137条 行政情報流出防止対策の強化	15
第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	16
第1139条 保険加入の義務	17

第 1140 条	新技術の活用について	17
<b>第 2 章</b>	<b>地質調査業務</b>	<b>18</b>
第 1 節	機械ボーリング	18
第 1201 条	目的	18
第 1202 条	土質の分類	18
第 1203 条	ボーリング調査等	18
第 1204 条	成果品	19
第 2 節	サンプリング	19
第 1205 条	目的	19
第 1206 条	採取方法	19
第 1207 条	試料の取扱い	20
第 1208 条	成果品	20
第 3 節	標準貫入試験	20
第 1209 条	目的	20
第 1210 条	試験等	20
第 1211 条	成果品	20
第 4 節	スウェーデン式サウンディング試験	20
第 1212 条	目的	20
第 1213 条	試験等	21
第 1214 条	成果品	21
第 5 節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	21
第 1215 条	目的	21
第 1216 条	試験等	21
第 1217 条	成果品	21
第 6 節	ポータブルコーン貫入試験	21
第 1218 条	目的	21
第 1219 条	試験等	22
第 1220 条	成果品	22
第 7 節	孔内載荷試験	22
第 1221 条	目的	22
第 1222 条	試験等	22
第 1223 条	成果品	22
第 8 節	地盤の平板載荷試験	23
第 1224 条	目的	23
第 1225 条	試験等	23
第 1226 条	成果品	23
第 9 節	現場密度測定（砂置換法）	23
第 1227 条	目的	23
第 1228 条	試験等	23
第 1229 条	成果品	23
第 10 節	現場密度測定（R I 法）	24
第 1230 条	目的	24
第 1231 条	試験等	24
第 1232 条	成果品	24
第 11 節	現場透水試験	24

第 1233 条	目的	24
第 1234 条	試験等	24
第 1235 条	成果品	24
第 12 節	電気検層	24
第 1236 条	目的	24
第 1237 条	試験等	24
第 1238 条	成果品	25
<b>第 3 章</b>	<b>解析等調査業務</b>	<b>26</b>
第 1301 条	目的	26
第 1302 条	業務内容	26
第 1303 条	成果品	26
<b>第 4 章</b>	<b>軟弱地盤技術解析</b>	<b>27</b>
第 1401 条	目的	27
第 1402 条	業務内容	27
第 1403 条	成果品	28
<b>第 5 章</b>	<b>物理探査</b>	<b>29</b>
第 1 節	弾性波探査	29
第 1501 条	目的	29
第 1502 条	業務内容	29
第 2 節	電気探査（比抵抗二次元探査）	29
第 1503 条	目的	29
第 1504 条	業務内容	29
<b>第 6 章</b>	<b>地すべり調査</b>	<b>31</b>
第 1 節	地すべり調査	31
第 1601 条	目的	31
第 1602 条	計画準備	31
第 1603 条	地下水調査	31
第 1604 条	移動変形調査	33
第 1605 条	降水量観測	33
第 2 節	解析	33
第 1606 条	地盤特性検討	33
第 1607 条	すべり面の判定	33
第 1608 条	地すべりブロック区分の確定	34
第 1609 条	地すべり発生機構の判定	34
第 1610 条	安定解析	34
第 1611 条	対策工法選定	34
第 1612 条	地すべり防止工事計画の策定	35
第 1613 条	目標安全率	35
第 3 節	成果品等	35
第 1614 条	照査	35
第 1615 条	報告書作成	35
第 4 節	施工計画調査	36
第 1616 条	施工計画調査	36
第 5 節	地すべり防止効果の検証	37

第 1617 条	地すべり防止効果の検証	37
第 1618 条	検証結果の取りまとめ	38
<b>第 7 章</b>	<b>地形・地表地質調査</b>	<b>39</b>
第 1701 条	目的	39
第 1702 条	業務内容	39
第 1703 条	成果品	39
<b>第 2 編</b>	<b>測量業務共通仕様書</b>	<b>40</b>
<b>第 1 章</b>	<b>総則</b>	<b>41</b>
第 2101 条	適用	41
第 2102 条	用語の定義	41
第 2103 条	受発注者の責務	43
第 2104 条	業務の着手	43
第 2105 条	業務の実施	43
第 2106 条	設計図書の支給及び点検	43
第 2107 条	監督職員	43
第 2108 条	主任技術者	44
第 2109 条	担当技術者	44
第 2110 条	提出書類	44
第 2111 条	打合せ等	45
第 2112 条	業務計画書	45
第 2113 条	資料の貸与及び返却	46
第 2114 条	関係官公庁への手続き等	46
第 2115 条	地元関係者との交渉等	46
第 2116 条	土地への立入り等	47
第 2117 条	成果等の点検	47
第 2118 条	成果品の提出	47
第 2119 条	関連法令及び条例の遵守	48
第 2120 条	検査	48
第 2121 条	修補	48
第 2122 条	条件変更等	48
第 2123 条	契約変更	49
第 2124 条	履行期間の変更	49
第 2125 条	一時中止	49
第 2126 条	発注者の賠償責任	50
第 2127 条	受注者の賠償責任等	50
第 2128 条	部分使用	50
第 2129 条	再委託	50
第 2130 条	成果品の使用等	51
第 2131 条	守秘義務	51
第 2132 条	個人情報の取扱い	51
第 2133 条	安全等の確保	52
第 2134 条	臨機の措置	53

第 2135 条	履行報告	53
第 2136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	53
第 2137 条	行政情報流出防止対策の強化	54
第 2138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	55
第 2139 条	保険加入の義務	55
第 2140 条	新技術の活用について	55
<b>第 2 章</b>	<b>路線測量</b>	<b>56</b>
第 1 節	測量に関する一般事項	56
第 2201 条	測量業務の区分	56
第 2202 条	使用器材	56
第 2203 条	測量の精度等	58
第 2204 条	基準点	58
第 2205 条	測量杭	59
第 2206 条	測量野帳等	59
第 2207 条	図面	59
第 2 節	基準点測量	59
第 2208 条	作業実施	59
第 3 節	予備測量	59
第 2209 条	予備測量	59
第 4 節	実測量	60
第 2210 条	一般事項	60
第 2211 条	I. P の選定	60
第 2212 条	中心線測量	61
第 2213 条	縦断測量	62
第 2214 条	横断測量	63
第 2215 条	平面測量	63
第 2216 条	伐開	63
第 5 節	用地測量	63
第 2217 条	一般事項	64
第 2218 条	実測量	64
第 6 節	構造物設置箇所の測量	64
第 2219 条	構造物設置箇所の測量	64
第 7 節	残土処理箇所の測量	64
第 2220 条	残土処理場	64
第 8 節	その他箇所の測量	65
第 2221 条	林業作業用施設等	65
第 2222 条	地区全体計画に係る施設等	65
<b>第 3 章</b>	<b>山地治山等測量</b>	<b>66</b>
第 1 節	測量に関する一般事項	66
第 2301 条	山地治山等測量業務の種類	66
第 2302 条	使用器材	66
第 2303 条	公差及び測定方法	68
第 2304 条	基準点	68
第 2305 条	測量杭	68

第 2306 条	測量野帳等	69
第 2307 条	図面	69
第 2308 条	図面の縮尺	70
第 2 節	基準点測量等	70
第 2309 条	基準点測量	70
第 2310 条	用地測量	70
第 2311 条	現地測量	70
第 3 節	溪間工の測量	71
第 2312 条	踏査選点	71
第 2313 条	中心線測量	71
第 2314 条	平面測量	71
第 2315 条	縦断測量	71
第 2316 条	横断測量	72
第 2317 条	構造物計画位置横断測量	72
第 4 節	山腹工の測量	72
第 2318 条	踏査選点	72
第 2319 条	平面測量	73
第 2320 条	縦断測量	73
第 2321 条	横断測量	73
第 5 節	防風林造成の測量	73
第 2322 条	踏査選点	73
第 2323 条	平面測量	74
第 2324 条	縦断測量	74
第 2325 条	横断測量	74
第 6 節	なだれ防止林造成の測量	74
第 2326 条	踏査選点	74
第 2327 条	平面測量	74
第 2328 条	縦断測量	75
第 2329 条	横断測量	75
第 7 節	土砂流出防止林造成の測量	75
第 2330 条	踏査選点	75
第 2331 条	平面測量	75
第 2332 条	縦断測量	75
第 2333 条	横断測量	76
第 8 節	保安林整備の測量	76
第 2334 条	踏査選点	76
第 2335 条	平面測量	76
第 2336 条	縦断測量	76
第 2337 条	横断測量	76
第 9 節	保安林管理道の測量	76
第 2338 条	保安林管理道の測量	76
第 10 節	水土保持治山等の測量	77
第 2339 条	水土保持治山等の測量	77
第 11 節	地すべり防止の測量	77
第 1 節	調査に関わる測量	77

第 2340 条	踏査選点	77
第 2341 条	地形測量	77
第 2342 条	測線測量	77
第 2 章	設計に関わる測量	77
第 2343 条	地すべり防止工の測量	78
第 2344 条	設計に関わる測量の種類	78
第 2345 条	測線測量	78
第 2346 条	平面測量	78
第 2347 条	縦断測量	78
第 2348 条	横断測量	78
<b>第 4 章</b>	<b>自然公園等施設測量</b>	<b>80</b>
第 1 節	測量に関する一般事項	80
第 2401 条	測量業務の区分	80
第 2402 条	園地、駐車場の測量	80
第 2403 条	歩道の測量	80
第 2404 条	土質区分	80
第 2405 条	測量精度等	80
<b>第 3 編</b>	<b>設計業務等共通仕様書</b>	<b>81</b>
第 1 章	総則	82
第 3101 条	適用	82
第 3102 条	用語の定義	82
第 3103 条	受発注者の責務	84
第 3104 条	業務の着手	84
第 3105 条	設計図書の支給及び点検	84
第 3106 条	監督職員	84
第 3107 条	主任技術者	85
第 3108 条	照査技術者及び照査の実施	85
第 3109 条	担当技術者	86
第 3110 条	提出書類	86
第 3111 条	打合せ等	86
第 3112 条	業務計画書	87
第 3113 条	資料の貸与及び返却	88
第 3114 条	関係官公庁への手続き等	88
第 3115 条	地元関係者との交渉等	88
第 3116 条	土地への立ち入り等	88
第 3117 条	成果品の提出	89
第 3118 条	関連法令及び条例の遵守	89
第 3119 条	検査	89
第 3120 条	修補	89
第 3121 条	条件変更等	90
第 3122 条	契約変更	90
第 3123 条	履行期間の変更	90



第 3124 条	一時中止	90
第 3125 条	発注者の賠償責任	91
第 3126 条	受注者の賠償責任等	91
第 3127 条	部分使用	91
第 3128 条	再委託	91
第 3129 条	成果品の使用等	92
第 3130 条	守秘義務	92
第 3131 条	個人情報の取扱い	92
第 3132 条	安全等の確保	94
第 3133 条	臨機の措置	94
第 3134 条	履行報告	95
第 3135 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	95
第 3136 条	行政情報流出防止対策の強化	95
第 3137 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	96
第 3138 条	保険加入の義務	96
第 3139 条	新技術の活用について	96
<b>第 2 章</b>	<b>設計業務等一般</b>	<b>97</b>
第 3201 条	使用する技術基準等	97
第 3202 条	現地踏査	97
第 3203 条	設計業務等の種類	97
第 3204 条	調査業務の内容	97
第 3205 条	計画業務の内容	97
第 3206 条	設計業務の内容	97
第 3207 条	調査業務の条件	98
第 3208 条	計画業務の条件	98
第 3209 条	設計業務の条件	98
第 3210 条	調査業務及び計画業務の成果	99
第 3211 条	設計業務の成果	99
第 3212 条	環境配慮の条件	101
第 3213 条	維持管理への配慮	101
<b>第 3 章</b>	<b>治山設計業務</b>	<b>103</b>
第 1 節	治山ダム工設計	103
第 3301 条	治山ダム工予備設計	103
第 3302 条	治山ダム工実施設計	104
第 3303 条	治山ダム（透水型・遮水型）実施設計	106
第 3304 条	治山ダム（透過型）実施設計	107
第 2 節	流木対策	108
第 3305 条	流木対策調査	108
第 3306 条	流木対策計画	109
第 3307 条	流木対策工予備設計	111
第 3308 条	流木対策工実施設計	113
第 3 節	流路工	115
第 3309 条	流路工実施設計	115
第 3310 条	成果品	116

第4節 山腹工等	122
第3311条 山腹工設計	122
第3312条 防風林造成の設計	122
第3313条 なだれ防止林造成の設計	123
第3314条 土砂流出防止林造成の設計	124
第3315条 保安林整備の設計	124
第3316条 保安林管理道の設計	125
第3317条 水土保持治山等の設計	125
第3318条 成果品	126
第5節 地すべり防止工	126
第3319条 設計計画	126
第3320条 地すべり防止工の位置決定	126
第3321条 抑制工の設計	127
第3322条 抑止工の設計	130
第3323条 治山ダム工等の設計	131
第3324条 土留工等の設計	132
第3325条 照査	132
第3326条 報告書作成	132
<b>第4章 治山計画作成等業務</b>	<b>133</b>
第1節 山地治山等調査	133
第3401条 山地治山等調査	133
第3402条 予備調査	134
第3403条 現地調査	134
第3404条 地形・地質・土壌等調査	135
第3405条 林況・植生調査	135
第3406条 気象調査	136
第3407条 水文調査	136
第3408条 荒廃現況調査	136
第3409条 荒廃危険地調査	138
第3410条 荒廃森林調査	138
第3411条 風害調査	139
第3412条 なだれ調査	139
第3413条 火山特性調査	140
第3414条 環境調査	140
第3415条 社会的特性調査	140
第3416条 総合検討及び基本方針の策定	141
第2節 全体計画の作成	141
第3417条 基本事項の策定	141
第3418条 施設等整備計画	141
第3419条 森林整備計画	141
第3420条 管理道等整備計画	141
第3421条 災害予知施設等の計画	141
第3422条 事業量の算定	141
第3423条 全体計画図の作成	142
第3424条 照査	142

第 3425 条	報告書の作成	142
第 3 節	治山流域別調査	144
第 3426 条	治山流域別調査	144
第 3427 条	荒廃地調査	144
第 3428 条	荒廃危険地調査	144
第 3429 条	荒廃森林調査	144
第 3430 条	地すべり調査	145
第 3431 条	自然環境調査	145
第 3432 条	既往治山施設調査	145
第 3433 条	調査結果取りまとめ	145
第 3434 条	照査	145
第 3435 条	報告書の作成	146
第 3436 条	土壌断面調査	146
第 3437 条	土壌孔隙調査	146
第 3438 条	浸透能試験	146
第 3439 条	森林調査	147
第 3440 条	相対照度の測定	147
第 3441 条	現地における気象調査	147
第 3442 条	流量調査	148
第 3443 条	滞水・湧水調査	148
第 3444 条	自然環境影響調査	148
第 5 章	治山施設点検業務	150
第 3501 条	事前調査	150
第 3502 条	治山施設の位置の確認（外業）	150
第 3503 条	施設の点検方法	150
第 3504 条	報告書の作成	150
第 6 章	林道設計	151
第 1 節	林道設計	151
第 3601 条	林道の路線線形計画	151
第 3602 条	林道予備設計	151
第 3603 条	林道実施設計	153
第 3604 条	一車線林道実施設計	155
第 2 節	一般構造物設計	157
第 3605 条	一般構造物設計の区分	157
第 3606 条	一般構造物予備設計	157
第 3607 条	一般構造物実施設計	159
第 3608 条	落石防護柵実施設計	160
第 3609 条	一般構造物基礎工実施設計	161
第 3 節	橋梁	162
第 3610 条	橋梁設計の区分	162
第 3611 条	橋梁予備設計	162
第 3612 条	橋梁実施設計	164
第 7 章	林道全体計画調査	172
第 3701 条	林道全体計画調査の区分	172

第 3702 条	林業、社会的特性等調査 .....	172
第 3703 条	基本計画の策定 .....	174
第 3704 条	自然環境等調査 .....	175
第 3705 条	全体計画作成 .....	182
第 3706 条	予測・評価 .....	185
第 3707 条	照査 .....	185
第 3708 条	成果品 .....	186
<b>第 8 章</b>	<b>林道橋定期点検業務 .....</b>	<b>193</b>
第 3801 条	業務目的 .....	193
第 3802 条	計画準備 .....	193
第 3803 条	現地点検 .....	194
第 3804 条	定期点検調査帳票の作成 .....	194
第 3805 条	報告書の作成 .....	195
<b>第 9 章</b>	<b>自然公園等施設設計業務 .....</b>	<b>196</b>
第 3901 条	適用 .....	196
第 3902 条	基本計画 .....	196
第 3903 条	基本設計 .....	197
第 3904 条	実施設計 .....	198
第 3905 条	必要に応じて計上する作業 .....	199
<b>付属資料</b> .....		<b>201</b>
1. 電子納品 .....		201
2. 様式一覧 .....		202